

公 募

下記のとおり東海農政局が災害発生時に実施する災害状況調査業務の請負契約候補者への登録を希望する者を公募します。

記

第1 目 的

本公募は、農地・農業用施設に対して地震や大雨等により大規模な災害が発生し又は、災害が発生するおそれがある場合において、被害の拡大や二次災害の発生を未然に防止するため、被害状況を把握するとともに継続的に監視する調査を行う災害状況調査業務について、請負契約候補者を予め選定しておくことにより、災害発生時に請負契約を迅速に締結し、災害の早期状況把握に資することを目的とするものである。

第2 業務内容等

- 1 業務名 平成24年度 東海農政局災害状況調査業務
- 2 業務内容

地震や大雨等の自然災害により、農地・農業用施設が被災し、被害の拡大や二次災害の発生を未然に防止するため、被害状況の把握と継続的に監視する災害状況調査を実施する。

第3 応募資格

次に掲げる1から8の全ての条件を満たしていること。

- 1 予算決算及び会計令（以下、予決令という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 2 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- 3 東海農政局における「平成23・24年度一般競争入札及び指名競争参加資格者名簿」で競争参加資格を付与されている者のうち、「測量・建設コンサルタント等」（A等級～C等級）に認定されていること。
ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東海農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争参加資格の再確認を受けていること。
- 4 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記3の再確認を受けた者を除く。
- 5 次に掲げる(1)及び(2)の双方に適合する者とする。
 - (1) 災害状況調査業務に関する同種業務の実績を有し、かつ業務目的の達成に必要な組織及び人員を有している者。
 - (2) 東海農政局管内に本店、支店及び営業所の何れかを有し、下記地域で緊急的な災害状況調査の対応が可能であること。なお、対応可能な範囲内で複数の地域を選定できる。

岐阜県全域	愛知県全域	三重県全域
-------	-------	-------

- 6 東海農政局長から「東海農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成19年10月10日付け19海総第709号(会)）に基づく指名停止を受けていないこと。
- 7 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 8 その他
請負契約締結後、直ちに現地入りし作業が可能なこと。

第4 応募手続等

1 説明書の交付期間及び場所

- (1) 期 間 平成24年1月25日（水）から平成23年3月16日（金）
- (2) 提出先 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2番地2号
東海農政局 整備部 防災課 災害係 春日井 克明
T E L 052-201-7271 内線 2675

2 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

- (1) 提出方法 本工事に係る請負契約候補者への登録を希望する者は、説明書に基づき参加表明書を作成し持参、郵送（書留郵便に限る）又は、ファクシミリとすること。ただし、ファクシミリの場合は、必ず着信を確認すること。
- (2) 提出先 第5の「応募・照会等窓口」に同じ
- (3) 提出期限 平成24年1月25日（水）から平成23年3月16日（金）
- (4) 受付時間等 （受付曜日）月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
（受付時間）10時～12時、13時30分～17時00分

第5 応募・照会等窓口

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2番地2号
東海農政局 整備部 防災課 災害係 春日井 克明
T E L 052-201-7271 内線 2675

平成24年1月25日

東海農政局長 森 多可志